

国連・裁判官及び弁護士の独立に関する特別報告者による弁護士会向け質問事項に対する回答

2021年12月6日
日本弁護士連合会

1 (質問仮訳)「弁護士の役割に関する基本原則」の原則16～22に含まれる弁護士の機能に対する保障を考慮して、弁護士が自由かつ独立した方法で依頼者のために職業上の活動を行うことを可能にするために、貴国で採用されている憲法上、法律上、行政上、政策上の措置を説明してください。

【回答仮訳】

日本国憲法は、基本的人権を保障し、抑留・拘禁された者に弁護人依頼権及び弁護人の出席する公開の法廷での理由開示(34条)、すべての刑事事件における弁護人依頼権、被告人に資力がない場合に国が弁護人を付することを定めている(37条3項)。

また法律のレベルで、刑事手続においては、憲法の保障を更に具体化した被疑者・被告人による弁護人の選任権、弁護人と依頼者の秘密交通、弁護人が証言や押収を拒絶する権利を含むその活動を保障している。

ただし、2020年、カルロス・ゴーン事件に関連して、弁護人であった弁護士が押収拒絶権を行使したにもかかわらず、検察官がその法律事務所に侵入し、退去要請を無視して滞留し、ドアの鍵を破壊し、事件記録等が置かれている弁護士の執務室内をビデオ撮影するなどした。日本弁護士連合会(日弁連)は、そうした検察官の行為は弁護権を侵害する違法行為であると抗議する会長声明を公表した(2020年1月31日)。

他方で、取調べへの弁護人の立会いが認められていないこと、取調べの録音・録画は一部の事件に限定されていること、証拠開示が十分でないことなどの問題点を、人権条約機関から指摘されている。また、逮捕段階における国選弁護制度がないことや国選弁護費用が低廉であることも問題である。

弁護人が捜査機関から独立して被疑者、被告人の援助をするため、憲法の保障に由来する秘密接見交通権が法律上規定されているが、今なお接見交通権を捜査機関が制限する事案があるほか、自由で完全な秘密の保障された接見交通権が妨害されたり、文書授受の制限や死刑囚と再審弁護人の秘密接見が妨害されたり、また接見の際の電子機器の使用が原則的に禁止されたりしている。

民事事件及び行政事件においても、一部の行政事件の代理において弁護士への相談に担当官庁への事前報告や許可が必要とされていること、証拠開示が十分制度化され

ていないこと、依頼者弁護士間の通信秘密保護が不十分であること、外国人の退去強制手続、独占禁止法違反調査の聴取などの行政調査手続において弁護士の立会い権が制度上確立していないことなどの問題がある。

2 (質問仮訳) 弁護士の自由で独立した活動への干渉を防止及び／又は処罰するために、どのような団体及び／又は機構が設置されていますか。それらを簡単に説明し、それらが独立した機関であるか、あるいは国の行政機構に属するものであるかを明記してください。

【回答仮訳】

弁護士法により、すべての弁護士は地方の弁護士会及び全国弁護士会への所属を義務付けられている。

弁護士会は、自治権を認められて政府から独立しており、その活動の一つとして所属会員に対する政府機関又は私人による業務妨害、暴力や威迫に対して、刑事手続を含む政府機関の対応を求め、また被害を受けた弁護士の救済を支援している。

また、弁護士への懲戒権は、弁護士会及び日弁連に専属し、独立して懲戒手続を行っている。それ以外に、独立した国家人権機関などの、弁護士を保護するための公的権限を与えられた機関は存在しない。

3 (質問仮訳) 貴国において、弁護士の業務及び法律専門職の行使を妨げている立法上、行政上、又は制度上の障壁があるかどうかを示し、それらを説明してください。

【回答仮訳】

1で述べたように、刑事手続の取調べにおける弁護人立会権の不存在、取調べの録音・録画が限定的であること、証拠開示が十分でないこと、逮捕段階における国選弁護制度がないこと、民事、行政及び刑事のいずれの事件においても依頼者弁護士間の通信秘密保護が不十分であることなどの制度上の問題がある。

また、弁護士に対する政府機関又は私人による業務妨害、暴力や威迫に対しては、一般的な刑事告訴や民事訴訟によって是正を試みるしかないが、時間がかかり、警察や裁判所が効果的に対応していない場合が多い。

4 (質問仮訳) 弁護士と法曹界の自由な活動を保護する上での全国弁護士会の役割を説明してください。弁護士会は、事実上、国家から独立していますか。

【回答仮訳】

2で述べたように、弁護士は全国弁護士会である日弁連に所属することが義務付けられている。日弁連は、法的にも事実上も国家からは独立している。

日弁連は、その会員の活動や業務を保護するために特別の委員会を設置し、調査、政策提言、世論喚起などを行っている。

5 (質問仮訳) 過去5年間に、職業上の行動基準に違反した疑いで、刑事訴訟、行政訴訟、懲戒訴訟の対象となった弁護士の数について、詳細な情報を提供してください。そのうち何人が有罪とされましたか?最終的に弁護士資格を剥奪されたのは何人ですか?

【回答仮訳】

弁護士会及び日弁連は、外部の専門家も加えた懲戒委員会を持ち、当該弁護士の所属する弁護士会を含むあらゆる者からの申立てにより弁護士の非違行為や会則違反を調査及び審査し、必要な場合には懲戒処分を行っている。

懲戒手続は、弁護士会における手続が第1審とされ、懲戒処分を受けた者は、日弁連への異議申立てができる。日弁連の審査結果に対しては、その取消を求めて裁判所に訴訟提起を行うことができる。

弁護士会による懲戒処分において弁護士資格剥奪に相当する「除名」処分件数は、2020年において、3件出された。なお、刑事訴訟の対象となった弁護士の数については統計を有していない。

6 (質問仮訳) あなたの国の弁護士が、認識されている職業上の義務に従って行われた行動に対して、国家当局か非国家主体かを問わず、脅迫、妨害、嫌がらせ、又は不適切な干渉を受けた事例について、情報を提供してください。また、加害者を調査し、裁判にかけるために国家当局がとった措置についても説明してください。

【回答仮訳】

弁護士に対する攻撃の事例については、別紙を参照。

その他にも、刑事事件における捜査機関による弁護活動への干渉や、刑事収容施設や行政の拘禁施設において抑留された者と弁護士との間での面会や通信への干渉などについて数多くの事件が発生しており、捜査機関や刑事収容施設による干渉を違法であるとする司法判断も繰り返されている。

7 (質問仮訳) あなたの組織は、法曹界の独立性を促進するために、どのような活動を行っていますか?他の国や地域で同様の機能を持つ他の組織と連携していますか?この目的のためのネットワークに参加していますか?例を挙げてください。

【回答仮訳】

(1) 弁護士への業務妨害、刑事弁護、接見交通権確立、依頼者弁護士間の通信秘密

の保護、人権擁護などに関する諸委員会が、それぞれの分野で法曹の独立や職務の保護のための調査を行い、弁護士会・日弁連として国家機関や世論に対する働きかけを行っている。

(2) 深刻な事件に対しては、弁護士会や日弁連の会長が声明を公表し、あるいは決議をあげて公表している。

(3) 日弁連は、IBA, LAWASIA, UIA などの国際法曹団体に加盟し、それら国際法曹団体に提言を行う、国際法曹団体と共同した行動を行う、国際法曹団体の活動を会員弁護士に広報するなどの活動を行っている。

(4) 2021年の第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)の際には、各国政府に向けた意見書を採択して行使し、国際法曹団体やEU駐日代表部と共に共同のイベントを開催し、また、国際法曹団体や各国の弁護士会と共同して声明を採択して公表した。

8 (質問仮訳) あなたの国では、Covid-19の大流行のために採用された法律や措置が、法曹界の独立性の行使や弁護士の安全にどの程度影響を与えていますか。説明してください。

【回答仮訳】

COVID-19は、抑留された者との面会の困難、裁判期日の延期、法律相談事業の遂行の困難など、弁護士業務の遂行に重大な影響を与えた。そのことはまた、COVID-19で数多くの生活・労働・医療などの場面で問題に直面する人々が、弁護士の援助を適切に受けることも困難にした。

このような刑務所、拘置所、裁判所など国家機関がとった措置については、弁護士会・日弁連として不当な措置に対しては申入れを行い、是正させた。他方で、それら措置は、法曹界の独立性や弁護士の安全を直接的に脅かすものではなかった。

9 (質問仮訳) 法曹界の自由な活動をよりよく保護・保障するために、あなたが提案する対策や政策を説明してください。

【回答仮訳】

- (1) 弁護士を保護する任務を認められる独立の弁護士会の設立と活動を、国が国内法によって承認し、強化するための措置をとること。
- (2) 人権とそれを保護する弁護士の役割に関する法教育を、国が、学校教育や公衆への啓発において実施すること。
- (3) 弁護士の役割やその職務の保護を国に義務づける法的拘束力のある国際条約を採択し、国際的な履行監視機関を設置すること。

(4) 日本の文脈において必要とされる措置

- ① 公的権限を与えられた独立した国家人権機関を設置すること。
- ② 国連人権条約に定められた個人通報制度を導入すること。
- ③ 民事・刑事訴訟法において最高裁判所が上告を受け付ける理由に「条約違反」を追加すること。
- ④ 刑事、行政及び民事のすべての手続において、依頼者弁護士間の通信秘密の保護及びそれに関連する措置を、法律によって明確に確立すること。

別紙 日本における弁護士の職務の保障をめぐる事件

日本においては、以下のような弁護士の職務を脅かす事件が起こっており、それらの事件に対し、日弁連又は各弁護士会において会長声明、会長談話が出されている。

また、それらの会長声明、会長談話では国連・弁護士の役割に関する基本原則に言及されていることが多い。

- ① オウム真理教信者の関係する刑事事件における弁護人に対する不当な干渉¹
- ② 光市母子殺人事件における弁護団に対する不当な干渉（脅迫書面の弁護士会及び報道機関への送付）²
- ③ 事件の相手方等による弁護士に対する暴行・脅迫・殺人事件
 - i) 1997年10月 弁護士の妻に対する殺人事件³
 - ii) 2004年9月 弁護士に対する傷害事件⁴
 - iii) 2007年9月 法律事務所職員殺人事件⁵
 - iv) 2010年6月 弁護士に対する殺人事件⁶⁷
 - v) 2010年11月 弁護士に対する殺人事件⁸⁹¹⁰
 - vi) 2011年2月 法律事務所における建造物損壊事件¹¹
 - vii) 2011年3月 法律事務所職員に対する暴力行為等処罰法違反事件¹²

¹ 弁護人の役割へ理解を求める会長声明—オウム真理教信者の関係する刑事事件について（日弁連）（1995年6月28日）https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/1995/1995_5.html

² 改めて弁護士の役割に対する理解と弁護活動の自由の確保を求める会長声明（日弁連）（2007年7月11日）<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2007/070711.html>

³ 弁護士業務妨害に対する声明（第一東京弁護士会）（1997年10月18日）

⁴ 弁護士業務妨害に関する会長声明（横浜弁護士会（現神奈川県弁護士会。以下同じ。））（2004年10月13日）<https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/statement/2004/post-38.html>

⁵ 大阪弁護士会所属会員に対する業務妨害と事務職員殺害事件に関する声明（大阪弁護士会）（2007年9月14日）https://www.osakaben.or.jp/web/03_speak/seimei/seimei070914.pdf

⁶ 弁護士に対する業務妨害についての会長談話（横浜弁護士会）（2010年6月2日）<https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/statement/pdf/20100602kaityodanwa.pdf>

⁷ 業務妨害刑事判決を受けての会長談話（横浜弁護士会）（2011年2月28日）<https://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/statement/2010/post-112.html>

⁸ 秋田弁護士会会員殺害事件に関する会長談話（秋田弁護士会）（2010年11月4日）<https://akiben.jp/statement/2010/11/post-10.html>

⁹ 適切かつ公正な捜査を要望する会長声明（秋田弁護士会）（2010年11月9日）<https://akiben.jp/statement/2010/11/post-24.html>

¹⁰ 故津谷裕貴弁護士殺人事件に対する秋田県警の対応に関し再検証を求める会長声明（秋田弁護士会）（2019年2月22日）<https://akiben.jp/statement/2019/02/post-133.html>

¹¹ 愛媛県における業務妨害事件に関する会長声明（日弁連）（2011年3月4日）において言及されている。<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2011/110304.html>

¹² 愛媛県における業務妨害事件に関する会長声明（日弁連）（2011年3月4日）<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2011/110304.html>

- viii) 2012年5月 弁護士に対する殺人未遂事件¹³
- ix) 2013年8月 弁護士に対する傷害事件¹⁴
- ④ 弁護士に対するインターネット上の業務妨害事件¹⁵
- ⑤ 不当な懲戒請求
 - i) 光市母子殺人事件弁護団に対する懲戒請求の呼び掛け及び係る呼び掛け行為に対する損害賠償請求が最高裁判所において認められなかったこと¹⁶
 - ii) 21弁護士会に対し800名を超える者からなされた所属弁護士全員等に対する懲戒請求¹⁷
- ⑥ 保釈中の被告人が海外に逃亡した事件に関連して、弁護人であった弁護士が押収拒絶権を行使したにもかかわらず、検察官がその法律事務所に侵入し、退去要請を無視して滞留し、ドアの鍵を破壊し、事件記録等が置かれている弁護士の執務室内をビデオ撮影するなどした事件¹⁸

¹³ 福岡県弁護士会所属会員に対する殺人未遂事件に関する会長声明（福岡県弁護士会）（2012年5月28日）https://www.fben.jp/suggest/archives/2012/05/post_243.html

¹⁴ 弁護士に対する傷害事件についての会長談話（大阪弁護士会）（2013年8月13日）https://www.osakaben.or.jp/web/03_speak/kanri/db/info/2013/2013_5209f0490cdeb_0.pdf

¹⁵ 弁護士業務妨害に対する会長声明（第一東京弁護士会）（2015年12月2日）https://www.ichiben.or.jp/opinion/opinion2015/post_308.html

¹⁶ 光市母子殺害事件弁護団への懲戒呼び掛け行為にかかる損害賠償請求事件の最高裁判決を受けての会長声明（日弁連）（2011年10月17日）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2011/111017.html>

¹⁷ 全国各地における弁護士会員多数に対する懲戒請求についての会長談話（日弁連）（2017年12月25日）<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2017/171225.html>

¹⁸ 法律事務所への捜索に抗議する会長談話（日弁連）（2020年1月31日）
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2020/200131.html>
<https://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/20200131.html>